



グリーンリスト改訂の概要

2025年7月25日

環境省 大臣官房 環境経済課 環境金融推進室

背景及び改訂の方針

グリーンリストに関するワーキンググループ設置の経緯とスコープ

- 2022年度のグリーンファイナンスに関する検討会においては、以下の論点が示された。
 - 今後も我が国のサステナブルファイナンス市場をさらに発展させていく観点からは、特に**新規調達者・分野への裾野拡大が求められ、そのためにはグリーンな資金使途に関するリストの更なる拡充が有用**であること、
 - リストの拡充にあたっては、国内外の動向や市場参加者の知見を採り入れつつ、ガイドライン付属書 1 別表の例示を定期的に更新し、**市場、政策、技術等の動向を継続的に反映する新しい「仕組み」の構築**が求められること
- 上記を踏まえ、2023年年度からグリーンファイナンスに関する検討会の下に、「**グリーンリストに関するワーキンググループ**」を設置し、グリーンプロジェクト等を例示した付属書 1 別表の拡充を検討していくこととなった。

グリーンボンド等のガイドラインの構成とWGのスコープ

グリーンボンド及びサステナビリティ・リンク・ボンドガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	21
第2章 グリーンボンド	30
第3章 サステナビリティ・リンク・ボンド	59
第4章 投資家に望まれる事項	71
第5章 本ガイドラインの改訂	72

グリーンローン及びサステナビリティ・リンク・ローンガイドライン 2022年版

第1章 はじめに	73
第2章 グリーンローン	81
第3章 サステナビリティ・リンク・ローン	108
第4章 貸し手に望まれる事項	119
第5章 本ガイドラインの改訂	120

グリーンリストに関するWGのメインスコープ



付属書1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針	121
付属書2 環境改善効果の算定方法の例	131
付属書3 レポートの例	139
付属書4 KPIの例	142

※参考：付属書 1 はグリーンボンド及びグリーンローンの対象となるグリーンプロジェクトに関する付属書である

2025年7月版グリーンリスト改訂の作業について

これまでの主な議論と対応

- 金融と環境の有識者からなるグリーンリストに関するワーキンググループにて改訂内容を議論。
- 2023年度のグリーンリストの改訂以後に新規策定又は改訂が行われた環境分野の国内計画や発行事例等を確認し、グリーンリストへの追記・修正事項を検討。
- 環境分野の国内計画等に限らず、他省庁への照会等も実施し、追記・修正事項がないかを確認。

＜改訂のスケジュール＞

開催時期	実施項目	実施概要
2024年 9月6日	第4回WG	2024年度の作業方針について議論
12月17日	第5回WG	優先検討課題に関するグリーンリストの改訂の方向性、新規策定又は改訂が行われた国内計画等及びヒアリング・発行事例等に基づいた資金使途例等の拡充について議論
2025年 3月7日	第6回WG	グリーンリストの改訂（案）について
3月13日	検討会への報告	グリーンファイナンスに関する検討会への報告
5月2日～ 6月2日	意見募集の実施	グリーンリスト改訂（案）に対する意見募集を実施
7月	改訂版の公表	2025年改訂版のグリーンリストの公表

グリーンリスト改訂の今後の方向性について

2025年度以降

更新サイクルの構築

国際原則や国内計画等との整合性を図るための継続的な改訂と市場参加者からのインプットの収集を定期的に行うことができるようなサイクルの構築を目指す

2024年度

型に基づいた発展

関係省庁への確認を実施し、更なる資金使途事例を追加

各大分類に関する法令・計画・制度・基準等の整理、必要に応じたグリーンリストへの反映

2023年度

型づくり

国際原則や国内計画等との整合性を図る等の

既存の記載内容の整理及び見直しを主眼に置いた改訂作業の実施

グリーンリスト（付属書 1 別表）の位置づけ

- **目的：資金調達者の潜在的な需要を喚起し、またグリーンプロジェクト検討の際の目線を提供することにより質の担保にも貢献することで、グリーンファイナンス市場の発展を目指す。**
- グリーンリストは、ICMAのグリーンボンド原則において示されている資金使途の例示の分類を元に、国内外の知見や発行実績等を踏まえ、**グリーンプロジェクトとして整理され得るものを例示したもの。**
- いずれの項目に関しても、**包括的な分類を意図したものではなく、ここに記載の内容に限定されるものではない。**
- ネガティブな効果に関する指標は、**環境面からのネガティブな効果として想定される主要なものを列挙したものであり、事業内容等によっては、これら以外の環境面からのネガティブな効果もありうるほか、社会面からのネガティブな効果等も想定されることから、個別事例に応じて検討することが重要。**（「付属書 1 明確な環境改善効果をもたらすグリーンプロジェクトの判断指針」を参照）
- これらの観点から、以下の修正を実施。
 - 簡潔で視認性の高いリストの性質を維持するため、小分類の記載の粒度を揃えるなど、文言の見直しを実施。
 - 一方、具体的な記載が需要の喚起に資する場合もあることから、一部の具体的・詳細の記載は維持。
 - 関係する政府の計画等や、現在の市場における発行動向も踏まえて、記載を修正。

2025年7月版グリーンリスト改訂の概要

グリーンリスト冒頭 注記

注記番号 (資料2に示す改訂案の注記番号)	変更点
注記6	グリーンリストに掲載されているプロジェクトの中にはトランジションにも資する取組が記載されていることを踏まえ、注意喚起として新たに追記。
注記7	長期的な目標との整合性やカーボンロックインのリスクを改めて注意喚起する意図から新たに追記。

大分類 1

再生可能エネルギーに関する事業（発電、送電、機器を含む。）

小分類 (資料 2 に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
1-1	—	（微修正を実施）	—
1-2	—		
1-3	再生可能熱事業における機器製造も資金使途に含めることを意図し、1-3と1-4の記載順を入れ替え。		
1-4	同上		
1-5	WGでのご意見及び地球温暖化対策計画の記載を踏まえ、店舗、農林漁業関連施設等を追記するとともに記載粒度をそろえて例示。		
1-6	—		

大分類 2

省エネルギーに関する事業（省エネ性能の高い建築物の新築、建築物の省エネ改修、エネルギー貯蔵、地域冷暖房、スマートグリッド、機器を含む。）

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
2-1	- WGでのご意見及び地球温暖化対策計画の記載を踏まえ、店舗、農林漁業関連施設等を追記するとともに記載粒度をそろえて例示。 - 環境認証取得の記載がかかる部分を明確化。	意見募集結果を踏まえ、「データセンター等におけるエネルギー効率（PUE）」を追記。	通信技術等の例示としてデータセンターを記載。
2-2	WGでのご意見及び地球温暖化対策計画の記載を踏まえ、店舗、農林漁業関連施設等を追記するとともに記載粒度をそろえて例示。		
2-3	—		
2-4	地球温暖化対策計画にあわせて、ICTソリューションにFEMSを追記。		

大分類3

汚染の防止と管理に関する事業（排水処理、温室効果ガスの排出抑制、土壌汚染対策、廃棄物の3Rや熱回収、これらに関連する環境モニタリングを含む。）

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
3-1	—	（単位の記載の微修正等を実施）	WGでのご意見を踏まえ、「一部構成素材のリサイクル率向上による製品ライフサイクル全体での単純焼却や埋立となる廃棄物の増加」を追記。
3-2	—	省庁間協議を踏まえ、「分析技術の改善や刷新等によるCO2排出量の削減量（t-CO2）」を追記。	
3-3	—	—	
3-4	—	—	
3-5	—	—	
3-6	—	- プラスチック資源循環戦略を踏まえ、指標の明確化及び追記を実施。 - 意見募集結果を踏まえ、明確化のために「エンドオブライフにおける生分解（又はリサイクル）の割合（％）」を「使用されているプラスチックのうち、生分解の割合又はエンドオブライフにおいてリサイクルされる割合（％）」へ修正	
3-7	—	—	

大分類 4

自然資源・土地利用の持続可能な管理に関する事業（持続可能な農業・漁業・水産養殖業・林業、総合的病虫害・雑草管理（IPM）、点滴灌漑を含む。）

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
4-1	—	- 省庁間協議を踏まえ、みどりの食料システム法に基づく認定と、環境負荷低減の「見える化」の取組を想定して、「環境負荷低減活動に取り組む農地の面積」、「環境負荷低減活動の取組による農産物の収穫量」を追記。 - 生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ、「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（持続可能な農業に関する事業を実施している場合に限り）」を追記。	—
4-2	—	生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ、「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（持続可能な漁業に関する事業を実施している場合に限り）」を追記。	
4-3	—	- 省庁間協議を踏まえ、気候変動適応の観点から、「水源かん養量」を追記。 - 生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ、「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（持続可能な森林経営に関する事業を実施している場合に限り）」を追記。	
4-4	- より包括的な記載として4-4と4-5を統合。 - WGでのご意見を踏まえ、「グリーンインフラに関する取組」を追記。 - 環境の保全・再生等については、「損なわれた又は劣化した環境を元に戻す」ニュアンスを含んだ「復元」を「再生」へ修正。	- より包括的な記載として4-4と4-5を統合。 「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年5月成立）」に基づき創設された制度である「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」を踏まえ、指標の例として「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の取得面積や取得数」を追記。 - 生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ、「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積」を追記。	
4-5	—	—	
4-6	—	—	

大分類5 生物多様性保全に関する事業（沿岸・海洋・河川流域環境の保護を含む。）

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
5-1	- WGでのご意見を踏まえ、「グリーンインフラに関する取組」を追記。 - 省庁間協議を踏まえ、「水産資源の増殖及び（又は）」を「水質浄化・生物多様性の確保及び（又は）」に修正。 - 環境の保全・再生等については、「損なわれた又は劣化した環境を元に戻す」ニュアンスを含んだ「回復」を「再生」へ修正。	- 意見募集結果を踏まえ、指標の例を「保護地域・OECM・自然共生サイト」に修正。 「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年5月成立）」に基づき創設された制度である「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」を踏まえ、指標の例として「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の取得面積（m²）」を追記。 - 気候変動とのシナジー（相乗効果）の観点に係る以下の指標を追記。 - 遊水機能をもつ湿地の保全・再生面積（ha/年） - 地下水かん養量（m³/年） （指標名の記載の微修正を実施）	—
5-2	—	生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（絶滅危惧種の保全を実施している場合に限る）（m ² ）」を追記。	—
5-3	—	生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（侵略的外来種の負の影響の防止・削減を実施している場合に限る）（m ² ）」を追記。	—
5-4	—	生物多様性増進活動促進法の成立を踏まえ「自然共生サイト（増進活動実施計画等の実施区域）の面積（鳥獣被害の緩和に貢献する事業を実施している場合に限る）（m ² ）」を追記。	—
5-5	—	—	—

大分類 6

クリーンな運輸に関する事業（電動車、公共交通機関、鉄道、自転車、複合輸送、クリーンエネルギーを利用する輸送手段や有害物質の発生抑制のためのインフラの整備を含む。）

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
6-1	- リストの例示的な性質を踏まえ記載に一定程度の抽象度を持たせるべきであることから、電動車の具体的な技術の例示を削除。 - 更なる対策強化の必要性を踏まえ「内航海運におけるハイブリッド船」を追記。	（表現の微修正を実施） - 意見募集結果を踏まえ、「整備距離（km）」を追記。	—
6-2	—		—
6-3	意見募集結果を踏まえ、「エコドライブ支援のための機器や技術（デジタル式運航記録計及び自動運転等）」に修正。		—
6-4	—		—
6-5	省庁間協議を踏まえ、「停泊中船舶」を「船舶」に修正。	—	—

大分類 7

持続可能な水資源管理に関する事業（清浄な水や飲用水の確保のためのインフラ、都市排水システム、河川改修その他の洪水緩和対策を含む。）

小分類 (資料 2 に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
7-1	・ （微修正を実施）	—	—
7-2	—	—	
7-3	—	（単位の記載の微修正を実施）	
7-4	—	—	
7-5	—	—	

大分類 8 ① 気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
8-1	- 省庁間協議を踏まえ、資金使途例に、「施設栽培における設備等の導入」、「生産地の移動」、「気候変動に対応する養殖品種や技術の開発・導入」、「魚種の変化に対応した加工設備の導入」、「藻場の保全等の漁場整備に関する事業」を追記。 - 省庁間協議を踏まえ、「気候変動に対応する作物品種や技術の開発や導入（品目転換を含む）」に修正。	- 省庁間協議を踏まえ、「気候変動に対応した品種の開発件数（件）」、「農産物への高温等の影響を回避・軽減するための品目転換面積（ha）」、「適応技術の活用面積（ha）」、「飼料生産における、不安定な気象への対応を目的とした、複数草種導入等による草地改良面積（ha）」、「高水温適応株（ノリなどの海藻類）の開発件数（件）」、「漁場整備のための高水温耐性種の播種・移植による藻場造成面積（ha）」、「造成後のモニタリングや食害生物対策の実施面積（ha）」を追記。 （指標名の微修正を実施）	- 省庁間協議を踏まえ、「空調設備等を始めとする機器等の設置及び使用時間の増加による温室効果ガス排出量の増加等」を追記 （細かな記載方法の修正を実施）
8-2	省庁間協議を踏まえ、「水道水等の水質保全、水資源の保全」を追記。	- 省庁間協議を踏まえ、「節水対策導入割合（％）」、「雨水及び塩水利用技術の導入件数（件）」、「地下水かん養量（m³）」、「塩水遡上対策の実施件数（箇所）」、「アオコ等発生抑制、流入防止対策件数（箇所）」を追記。 （細かな記載方法の修正を実施）	
8-3	省庁間協議を踏まえ、「気候変動影響のモニタリングに関する事業」を追記。	省庁間協議を踏まえ、「河川の氾濫原等における湿地の保全・再生面積（ha/年）」、「森林整備面積（ha/年）」、「緑地等の保全対象面積（ha/年）」、「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）の取得面積（m²）や取得数」、「モニタリング機器の設置件数（台）等」を追記。	

大分類 8 ② 気候変動に対する適応に関する事業（気候変動の観測や早期警報システム等の情報サポートシステムを含む。）

小分類 (資料 2 に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
8-4	—	- 省庁間協議を踏まえ、「遊水地の整備数（件）」、「雨水排水施設の整備数（件）」、「雨水流失抑制量（m³）又は、雨水抑制対策率（％）等」、「田んぼダムの取組面積（ha）」を追記。 （細かな記載方法の修正を実施）	(前頁参照)
8-5	- 省庁間協議を踏まえ、「クーリングシェルターの整備、建物の高気密・高断熱化」を追記。 （微修正を実施）	省庁間協議を踏まえ、「WBGT計、温湿度計等のモニタリング機器の設置数（箇所）」、「空調機器の設置率（％）」、「クールスポットの設置件数（件）」、「クーリングシェルターの整備件数（件）」、「建物の高断熱・高気密化の対応件数（件）」を追記。	
8-6	—	省庁間協議を踏まえ、「水害対策を実施した事業所率（％）」、「従業員等の熱中症対策コスト（円）」、「食品製造等において気候変動への適応策を実施して調達された原材料（高温による品質低下が起こりにくい品種や、気候変動に対応するための品目転換により生産された農産物）の導入量（t） 導入割合（％）」を追記。	
8-7	—	省庁間協議を踏まえ、「雨水浸透設備の導入率（％）」を追記。	
8-8	—	—	

大分類 9

循環経済に対応した製品、製造技術・プロセス、環境配慮製品に関する事業（環境配慮型製品やエコラベルや認証を取得した製品の開発及び導入、再生材や再生可能資源等の環境負荷低減効果のある素材による包装、循環経済に関するツールやサービスを含む。）

小分類 (資料 2 に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
9-1	省庁間協議を踏まえ、「食料・農林水産業における持続可能な加工・流通システムの構築に資する取組」を追記。	省庁間協議を踏まえ、「製品 1 トン当たりのCO2排出量の削減量 (t-CO2/t) 」を「事業実施前後のカーボンフットプリントの削減量 (t-CO2) 」に修正。	—
9-2	意見募集結果を踏まえ、「バイオ燃料」を追記。	—	—

大分類10 グリーンビルディングに関する事業

小分類 (資料2に示す 改訂案の小分類 番号)	変更点		
	小分類	環境改善効果を算出する際の 具体的な指標の例	ネガティブな 環境効果の例
10-1	WGでのご意見を踏まえ、「グリーンインフラに関する取組」を追記。	- 地球温暖化対策計画に製品使用時のHFCs漏洩量の削減に係る新たな対策指標として、業務用エアコン等の新規販売時における「常時監視システムの導入率」が記載されたことを踏まえ、「代替フロン（HFCs）漏洩量の削減量（t-CO2換算）」を追記。 「都市緑地法等の一部を改正する法律（令和6年5月成立）」に基づき創設された制度である「優良緑地確保計画認定制度（TSUNAG）等」を踏まえ、指標の例としてTSUNAG認定を追記。 （細かな記載方法の修正を実施）	—

代替フロンの補足として、「※代替フロン（HFCs）漏洩量の削減量（t-CO2換算）を指標として活用するプロジェクトは、3-3にも関連する場合がある。」を追記。

また、WGでのご意見を踏まえ、備考として「※TSUNAGは民間事業者等による緑地確保の取組に係る認定制度。例えば、10-1との関係では、環境改善効果を有する建築物の新築・改修と併せて緑地の整備等を行う際に、当該認定を取得することが考えられる。」を追記。